

令和8年度 放置自転車追放ポスターコンクール募集要領

1 目 的

啓発ポスターの作成を通じ、児童の放置自転車に対する関心を高めるとともに、各家庭から放置自転車追放の意識の高揚を図ることを目的として開催します。

2 応 募 規 定

- (1) 応募資格 市内小学校に通う児童（1年生から6年生）
- (2) ポスターの内容 ア 「放置自転車」に関する未発表のオリジナル作品。
イ 内容に適した標語を入れてください。
- (3) 作品の規格 八つ切り（約27cm×38cm）画用紙にタテ描き ※用具・用材は自由。
- (4) 記載事項 ア 「様式1」に学校名、学年、組、氏名（ふりがな）を記入し、作品の裏面に添付してください。
イ 「様式2」の応募者名簿に必要事項を記入（学年順）し提出してください。

3 応 募 期 間

令和8年7月1日（水）～9月4日（金） ※ 郵送の場合は消印有効

4 応 募 方 法

学校ごとに取りまとめのうえ、下記まで提出してください。

ア 持参の場合

① 車両対策事務所（北区本郷町1872）

② 自転車まちづくり推進課（浦和区常盤6-4-4）

イ 郵送・使送便の場合

〒331-0802 さいたま市北区本郷町1872

さいたま市車両対策事務所「放置自転車ポスターコンクール」宛て

5 入 賞

- ① 最優秀賞：すべての作品から1点
 - ② 優 秀 賞：高学年（4～6年生）及び低学年（1～3年生）から各1点
 - ③ 佳 作 賞：高学年（4～6年生）及び低学年（1～3年生）から各1点
 - ④ 努 力 賞：高学年（4～6年生）及び低学年（1～3年生）から各1点
- ※審査結果は応募のあった各学校宛に通知及び市ホームページへ掲載します。
（11月予定）
※入賞者には賞状及び副賞を、応募者全員に参加賞を授与します。

6 作品の活用

(1) 全応募作品

・応募作品は市内の公共用スペースに展示する予定です。（展示の際、入賞作品については学校名・学年・児童氏名を、その他の作品については、学校名を掲示します。）

※場所・期間は、応募のあった各学校宛に通知及び市ホームページへ掲載します。

(2) 入賞作品

・入賞作品は作品を印刷した啓発用ポケットティッシュ作成等に活用します。（その際、学校名・学年・児童氏名を表記します。）

9 注 意 事 項

- (1) 展示終了後、すべての作品は返却しますが、作品の著作権は、さいたま市に帰属します。
- (2) 取得した個人情報は適切に管理し、コンクールに関する業務のみに利用します。
- (3) 規定以外の作品は失格とします。用紙の大きさや向き及び描き方については特に注意してください。
- (4) 漫画・アニメ・ゲームのキャラクター、特定の個人、商標または商品名等は使わないでください。
- (5) 期限厳守としますので、締切日には充分ご注意ください。

問い合わせ

さいたま市 都市局 交通政策部

自転車まちづくり推進課 車両対策事務所

〒331-0802 さいたま市北区本郷町1872

TEL：048-652-8812 FAX：048-653-4378